特定商取引に関する法律施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

特定商取引に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百九十五号)(第一条関係)

。) 若しくは電報により、若しくはビラ若しくはパンフレッ	。)、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しく
による同条第二項に規定する信書便 (以下「信書便」という	による同条第二項に規定する信書便 (以下「信書便」という
書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者	書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者
平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信	平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信
一 電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律 (一電話、郵便、民間事業者による信書の送達に関する法律 (
方法とする。	方法とする。
第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する	│ 第一項第二号の政令で定める方法は、次のいずれかに該当する
第	第一条 特定商取引に関する法律 (以下「法」という。) 第二条
(誘引方法)	(特定顧客の誘引方法)
現行法	改正法

して、他の者に比して著しく有利な条件で当該売買契約又は電話、郵便、信書便若しくは電報により、又は住居を訪問 他特定の場所への来訪を要請すること (当該要請の日前に当 役務提供契約を締結することができる旨を告げ、営業所その 営業所その他特定の場所への来訪を要請すること。 て要請する場合を除く。)。 該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあつた者に対し

売又は役務の提供の事業に関して取引のあつた者に対して要定の場所への来訪を要請すること(当該要請の日前に当該販提供契約を締結することができる旨を告げ、営業所その他特にする方法若しくは電磁的方法により、又は住居を訪問して「電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送業所その他特定の場所への来訪を要請すること。

締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営り、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約の

|法」という。) により、若しくはビラ若しくはパンフレット||は法第十一条第二項に規定する電磁的方法 (以下「電磁的方

を配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることによ

(電話をかけさせる方法) 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに

請する場合を除く。)。

第二条

(電話をかけさせる方法)

第二条 法第二条第三項の政令で定める方法は、次のいずれかに

の締結について勧誘をするためのものであることを告げずにより、又は住居を訪問して、当該売買契約又は役務提供契約

トを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることに

該当する方法とする。

をかけることを要請すること。結について勧誘をするためのものであることを告げずに電話ンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約の締信する方法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパー電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送りです。

つた者に対して要請する場合を除く。)。請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引のあできる旨を告げ、電話をかけることを要請すること(当該要利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結することが信する方法又は電磁的方法により、他の者に比して著しく有一電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送

(指定商品等)

第三条 (略)

、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問してり、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声アクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法によ第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、フ第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条(勧誘目的を告げない誘引方法)

(契約の申込みの撤回等ができない指定商品)

第四条 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをし定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済第七条(販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規

該当する方法とする。

電話をかけることを要請すること。の締結について勧誘をするためのものであることを告げずにはパンフレットを配布して、当該売買契約又は役務提供契約電話、郵便、信書便若しくは電報により、又はビラ若しく

のあつた者に対して要請する場合を除く。)。該要請の日前に当該販売又は役務の提供の事業に関して取引とができる旨を告げ、電話をかけることを要請すること (当く有利な条件で当該売買契約又は役務提供契約を締結するこ電話、郵便、信書便又は電報により、他の者に比して著し

(指定商品等)

第三条

(略)

第四条 (略)

(情報通信の技術を利用する方法)

産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込みをしてにより同項に規定する事項を提供しようとするときは、経済第七条(販売業者又は役務提供事業者は、法第十三条第二項の規

た者に対し、 ればならない。 書面又は同項前段に規定する方法による承諾を得な、その用いる同項前段に規定する方法の種類及び内

2 い旨の申出があつたときは、当該申込みをした者に対し、同項定する方法により同項前段に規定する方法による提供を受けな、当該申込みをした者から書面又は法第十三条第二項前段に規前項の規定による承諾を得た販売業者又は役務提供事業者は はならない。ただし、当該申込みをした者が再び前項の規定にに規定する事項の提供を同項前段に規定する方法によつてして よる承諾をした場合は、この限りでない。

(適用除外される訪問販売の取引の態様)

第八条 次のいずれかに該当する取引の態様とする。 法第二十六条第二項第二号の政令で定める取引の態様は

(略)

売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け若し引のあつた者に限る。)に対してその住居を訪問して行う販日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、取一 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客(当該訪問の くは役務提供契約を締結して行う役務の提供

の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役務の居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供契約以上の訪問につき取引のあつた者に限る。) に対してその住 日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該訪問の店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外

略

第九条 (法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為) 法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為は、

電話

面又は電磁的方法による承諾を得なければならない た者に対し、 において「電磁的方法」という。) の種類及び内容を示し、 その用いる同項前段に規定する方法 (以下この条

2

者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込みをしたをした者に対し、法第十三条第二項に規定する事項の提供を電法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込み、当該申込みをした者から書面又は電磁的方法により電磁的方 前項の規定による承諾を得た販売業者又は役務提供事業者は

第八条 法第二十六条第二項第二号の政令で定める取引の態様は(適用除外される訪問販売の取引の態様) 次のいずれかに該当する取引の態様とする。

引のあつた相手方をいう。)に対してその住居を訪問して行日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、取一 店舗販売業者又は店舗役務提供事業者が顧客(当該訪問の う販売又はその住居を訪問して役務提供契約の申込みを受け 若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関して、二の役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(当該訪問の」 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以外 契約の申込みを受け若しくは役務提供契約を締結して行う役の住居を訪問して行う販売又はその住居を訪問して役務提供 務の提供 以上の訪問につき取引のあつた相手方をいう。) に対してそ 店舗販売業者以外の販売業者又は店舗役務提供事業者以

兀 (略)

第九条 (法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為) 法第二十六条第三項第一号の政令で定める行為は、

電話

を配布して、 電話をかけることを請求させる行為とする。 約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに 法若しくは電磁的方法により、又はビラ若しくはパンフレット 信書便 当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務提供契 電報 ファクシミリ装置を用いて送信する方

(適 用除外される電話勧誘販売の取引の態様

、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結につして、二以上の取引のあつた者に限る。)に対して電話をかけ当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関 う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け、若 第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ。 により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結して行 しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務の提 販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(ての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等 (法第二条 法第二十六条第三項第二号の政令で定める取引の態様は

商品販売契約の解除を行うことができないとき)

第十条の二 部又は一部を滅失し、又はき損したときとする。 連鎖販売加入者の責めに帰すべき事由により、 当該商品の全 法第四十条の二第二項第四号の政令で定めるときは

報告の徴収)

第十七条 は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に務提供誘引販売業を行う者から報告をさせることができる事項、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業十七条 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者 掲げる事項とする。

> げずに電話をかけることを請求させる行為とする。 提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告 レットを配布して、当該電話勧誘販売に係る売買契約又は役務 郵便、 信書便若しくは電報により、又はビラ若しくはパンフ

第十条 法第二十六条第三項第二号の攻令で足り(適用除外される電話勧誘販売の取引の態様) して、二以上の取引のあつた相手方をいう。)に対して電話を当該勧誘の日前一年間に、当該販売又は役務の提供の事業に関 の提供とする。 についての勧誘により、当該売買契約の申込みを郵便等 (法第 かけ、その電話において行う売買契約又は役務提供契約の締結 二条第二項に規定する郵便等をいう。以下この条において同じ て行う販売又は当該役務提供契約の申込みを郵便等により受け 若しくは当該役務提供契約を郵便等により締結して行う役務)により受け、若しくは当該売買契約を郵便等により締結し 販売業者又は役務提供事業者が継続的取引関係にある顧客(法第二十六条第三項第二号の政令で定める取引の態様

(報告の徴収)

第十七条 。以下同じ。)又は業務提供誘引販売業を行う者から報告をさ括者又は勧誘者以外の者であつて、連鎖販売業を行う者に限る それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 せることができる事項は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、 役務提供事業者、統括者、勧誘者、連鎖販売業を行う者(統 法第六十六条第一項の規定により主務大臣が販売業者

$\overline{}$
密
接
関
係
者
J

売業を行う者(略)業務提供誘引販(略)
五
四
連鎖販売業を行
役務提供事業者

二 業務提供誘引販売取引に係る業務の提供を行う者 法第四十八条第二項に規定する関連商品の販売を行う者

及ぼすこととなる重要なものを告げ、又は表示する者の相手方又は業務提供誘引販売取引の相手方の判断に影響を引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若引に関する事項であつて、顧客(電話勧誘顧客を含む。)若

都道府県が処理する事務)

第十八条 の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事 |おける販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内に 第三十四条の二、 態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めると 的役務提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及 係る取引及び業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定 項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する事務並び 条の二、 第六条の二、 き、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が法 に訪問販売に係る取引、 大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、 六条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務 第三十八条、 第四十六条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十 第五十二条の二、第五十四条の二及び第六十六条第一 第七条、 第三十六条の二、第四十三条の二、 第四十七条 第三十九条、 第八条、 連鎖販売取引、 第三十四条の二、 第五十二条の一 第四十三条の二、 特定継続的役務提供に 第五十匹条の 第四十四条の 第三十六条の 一般連鎖 第四十四

(都道府県が処理する事務)

第十八条 法第七条、第八条、 知事が行うこととする。 ただし、二以上の都道府県の区域にわ 道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が法第七条、第つ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都 の利益が害されるおそれがあり、 たり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供 は業務提供誘引販売業を行う者の業務に係るものは、都道府県 の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業 業務提供誘引販売取引に関する法第六十条に規定する主務大臣 係る取引、連鎖販売取引、 臣の権限に属する事務を自ら行うことを妨げない。 五十六条、 道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が法第七条、 に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等 大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六十六条第 六条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務 項に規定する主務大臣の権限に属する事務並びに訪問販売に 役務提供事業者、統括者、勧誘者、 第五十七条及び第六十六条第一項に規定する主務大 第三十九条、第四十六条、第四十七条、 特定継続的役務提供に係る取引及び 第三十八条、第三十九条、 主務大臣がその事態に適正か 連鎖販売業を行う者又

3 2 別表第三 四十一~五十七四十一(略) 条の二 条の二 妨げない。 までに規定する主務大臣の権限に属する事務を自ら行うことを二、第五十六条、第五十七条及び第六十六条第一項から第三項 五~七 (略) ロ~へ (略) イ 家庭用石油タンク 五 七 に報告しなければならない。 事務を行つた都道府県知事は、 条の二、 六条第一項から第三項までに規定する主務大臣の権限に属する条の二、第五十四条の二、第五十六条、第五十七条又は第六十 八 次に掲げる物品の取付け又は設置 \<u>\</u>= 前項の規定により法第六条の二、第七条、 (略) _~三十九 住居又は次に掲げる物品の清掃三 (略) 太陽光発電装置その他の発電装置 家庭用石油タンク並びにその部品及び附属品 (略へ) 太陽光発電装置その他の発電装置 (略) 第四十四条の二、第四十六条、第四十七条、第五十二 第三十六条の一 (略) (略) (略) 第三十八条、第三十九条、 速やかに、その結果を主務大臣 第八条、 第四十三 第三十四 別表第三 別表第一 3 2 兀 \<u>\</u>= 三十九~五十五 三十八の ければならない。 た都道府県知事は、 六十六条第一項に規定する主務大臣の権限に属する事務を行つ条、第四十六条、第四十七条、第五十六条、第五十七条又は第 ハ~へ(略)
イ(略) イーホ 前項の規定により法第七条、 住居又は次に掲げる物品の清掃〜三(略) 次に掲げる物品の取付け又は設置 略) 太陽光発電装置八 (略) (略) (略) (略) (略) (略) 速やかに、その結果を主務大臣に報告しな 第五十六条、第五十七条又は第第八条、第三十八条、第三十八

十一~十二净化槽 次に掲げる物品の取り外し又は撤去 (家屋、 十六(略) 門若しくは塀又は次に掲げる物品の修繕又は改良(略) 整地又は除草 (略) 家屋、門若しくは塀又は次に掲げる物品の修繕又は改良 (略)

割賦販売法施行令(昭和三十六年政令第三百四十一号)(第二条関係)

十四 太陽光発電装置その他の発電装置	(ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当) (ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当)	(契約の申込みの撤回等ができない指定商品)	改正案
十一·十二 (略) 十一·十二 (略)	(ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当) (ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当) (ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当) (ローン提携販売に係る弁済金の支払の充当) (ローン提携販売に係る弁済金の支払に関し法第二十九条の四第三項において準用する場合において、同条第十三条の四、法第二十九条の四第三項において準用する場合において、同条が上級のの五第一項の規定により法第二条第二項第二号に規定するのは「コーン提携販売に係る弁済金の支払に関し法第二十九条の四第の五第一項第四号」と読み替えるものとする。	定商品は、別表第四に掲げる指定商品とする。	現行